

(一社)全国道路標識・標示業協会

道路標識点検診断士

国土交通省登録技術者資格

(施設分野:小規模附属物—対象業務:道路標識の点検・診断)



道路標識点検診断士は、道路標識の点検・診断業務に関する専門的知識と技術に加えて、設計、施工、維持管理に関しても豊富な経験と実績を有する道路標識の専門技術者です。

一般社団法人 全国道路標識・標示業協会

Japan Contractors Association of Traffic Signs and Lane Markings

道路標識点検診断士とは

道路標識点検診断士とは、道路標識の設置、点検及び診断に関する専門的知識及び技術を有する資格であり、道路標識の老朽化対策や効率的な管理・更新に寄与するために、一般社団法人全国道路標識・標示業協会(以下「全標協」という。)が、従来の道路標識設置・診断士制度を発展的に解消したうえで、平成30年4月に創設した資格です。

この資格は、平成31年1月31日、国土交通省から小規模附属物分野の点検、診断業務において技術者資格として登録されました。

資格名称	施設分野	対象業務	登録年月日・登録番号
道路標識点検診断士	小規模附属物	点検	平成31年1月31日 品確技資第287号
道路標識点検診断士	小規模附属物	診断	平成31年1月31日 品確技資第288号

※小規模附属物は、門型標識以外の道路標識等が対象となります。

国土交通省では、技術者資格登録を受けた資格保有者について、公共工事に関する必要な知識・技術を有する者として評価し、国や地方公共団体の業務に活用を図るほか、総合評価落札方式の業務において加点評価するなどの措置を講ずることとしています。

道路標識点検診断士になるには

全標協が実施する道路標識点検診断士研修を受講し、研修最終日に実施する資格試験に合格することが必要となります。合格後に全標協に登録認定申請を行い、審査委員会の審査を経て、全標協会長の登録認定を受けることによって、初めて資格を取得し、道路標識点検診断士と称することができます。



受講資格

○以下に示す実務経験を有し、かつ、指定する資格の保有が必要です。

実務経験	標識設置工事(点検・診断業務を含む)における5年以上の実務経験
保有資格	次のいずれかの資格を保有していること ①1級土木施工管理技士 ②登録標識・路面標示基幹技能者のうち標識講習修了者(主任技術者資格保有者) ③技術士(総合技術管理部門又は建設部門(「鋼構造及びコンクリート」又は「道路」)) ④RCCM(「鋼構造及びコンクリート部門」又は「施工計画、施工設備及び積算部門」) ((一社)建設コンサルタンツ協会) ⑤土木鋼構造診断士((一社)日本鋼構造協会) ⑥1級・上級・特別上級土木技術者((公社)土木学会)

研修(資格試験を含む)の概要

実施時期	例年9月上旬(5日間・合宿方式)
実施場所	静岡県富士宮市(富士教育訓練センター)
受講料	80,000円(税抜き)
申込受付期間	例年6月1日～6月30日
合格発表日	例年10月中旬

研修の講義及び資格試験の内容

講 義	標識一般	建設業法、労働安全衛生法、品質確保促進法、道路法、道路交通法、交通生理学・心理学、交通人間工学、標識令概論
	専門技術	案内・警戒・規制・指示標識の設置、標識の設計・構造計算、標識の施工管理・検査要領、コンクリートの劣化・診断、標識の構造・部材、標識の点検、標識の診断
資格試験		研修内容の中から択一式で全50問出題。試験時間は2時間。

※試験不合格者は、翌々年度まで2回を限度に、講義を免除のうえ再受験できます。

登録認定

- ・ 資格試験に合格し、道路標識点検診断士になるためには、登録認定申請が必要です。
- ・ 登録認定申請受理後は、道路標識点検診断士審査委員会の審査を経て、全標協会長が登録の認定を行います。認定時には、登録証及び登録者証(カード)を発行します。
- ・ 登録の有効期間は、5年間です。

登録の更新及び更新研修

- ・ 登録の更新をしようとする者は、登録有効期間最終年度において更新研修を受講し、修了試験に合格したうえで、登録認定申請をすることにより5年間の延長が可能です。
- ・ 更新研修を受講するに当たっては、資格取得後の知識及び技術の向上を図るため、あらかじめ全標協の技術講習会等を受講し、又はCPDを取得している必要があります。

特例研修

- ・ 道路標識点検診断士資格は、道路標識設置・診断士資格を発展的に解消し、創設したものです。このため同資格保有者については、特例研修を受講し、修了試験に合格したうえで登録認定申請をすることにより、道路標識点検診断士資格を付与することとしています。
- ・ 特例研修は、2018年度から2021年度までの4年間に限り、毎年1回実施します。



各種費用

○受講料

(単位:円)

区 分	金額(税抜き)	備 考
本研修受講料	80,000	5日間(講義+資格試験)
更新研修受講料	20,000	1日間(講義+修了試験)
特例研修受講料	36,000	2日間(講義+修了試験)
再受験料	10,000	講義免除、試験のみ

○手数料

(単位:円)

区 分	金額(税抜き)	備 考
登録手数料	3,000	手数料には、登録証及び登録者証(カード)の発行を含みます。
更新研修登録手数料	3,000	
特例研修登録手数料	3,000	
登録証等再発行手数料	3,000	

全標協の地方組織

地方組織名	事務局所在地	電 話
一般社団法人 北海道道路標識・ 標識業協会	〒060-0042 札幌市中央区大通西5-8 昭和ビル7F	011-221-2172
東 北 支 部	〒980-0013 仙台市青葉区花京院1-4-25 シティタワー仙台201号	022-263-9873
関 東 支 部	〒102-0083 千代田区麹町3-5-19 にしかわビル6F	03-3264-5756
北 陸 支 部	〒939-8204 富山市根塚町3-1-4 VTECビル2F	076-492-7425
中 部 支 部	〒460-0011 名古屋市中区大須4-13-46 ウィストリアビル5F	052-251-2691
関 西 支 部	〒540-0012 大阪市中央区谷町3-4-5 中央谷町ビル406	06-6942-5267
中 国 支 部	〒730-0042 広島市中区国泰寺町2-2-11 宮川興業ビル1F	082-246-8950
一般社団法人 全国道路標識・ 標識業四国協会	〒760-0067 高松市松福町2-15-24 香川県土木建設会館3F	087-821-9020
一般社団法人 全国道路標識・ 標識業九州協会	〒812-0016 福岡市博多区博多駅南1-8-12 博多駅南MTビル6F	092-473-0671
一般社団法人 全国道路標識・ 標識業沖縄協会	〒903-0111 沖縄県中頭郡西原町字与那城75	098-946-4172

一般社団法人 全国道路標識・標示業協会

〒102-0083 東京都千代田区麹町3-5-19 にしかわビル3F

電話: 03(3262)0836 FAX: 03(3234)3908

<http://www.zenhyokyo.or.jp>